

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成21年2月26日(2009.2.26)

【公開番号】特開2007-209067(P2007-209067A)

【公開日】平成19年8月16日(2007.8.16)

【年通号数】公開・登録公報2007-031

【出願番号】特願2006-22181(P2006-22181)

【国際特許分類】

H 02 G 3/02 (2006.01)

【F I】

H 02 G 3/02 3 0 1 D

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月9日(2009.1.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

定形で矩形状のタイルが縦横に並んで取付けられるタイル下地面に直接固着される基台と、

この基台の前面を覆うとともに基台に固着される取付け台と、この取付け台に固定される電気機器とを具え、

前記基台は、タイル下地面から延出して電気機器に接続される導線を挿通するとともに、導線の通過位置を調整しうる充分な大きさに形成された配線開口を有することを特徴とするタイル仕上面の電気機器取付構造。

【請求項2】

前記基台は、タイル下地に向く背面の周縁部とタイル下地との間に第1の水密材を介装することを特徴とする請求項1記載のタイル仕上面の電気機器取付構造。

【請求項3】

前記取付け台は、基台とその周囲に配されたタイルとの間の隙間を隠す大きさで形成されることを特徴とする請求項1又は2記載のタイル仕上面の電気機器取付構造。

【請求項4】

前記基台は、上下の寸法が前記タイルの上下寸法の整数倍の大きさである請求項1乃至3のいずれかに記載のタイル仕上面の電気機器取付構造。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

前記目的を達成するために、請求項1に係る発明では、定形で矩形状のタイルが縦横に並んで取付けられるタイル下地面に直接固着される基台と、この基台の前面を覆うとともに基台に固着される取付け台と、この取付け台に固定される電気機器とを具え、前記基台は、タイル下地面から延出して電気機器に接続される導線を挿通するとともに、導線の通過位置を調整しうる充分な大きさに形成された配線開口を有することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項2に係る発明では、前記基台は、タイル下地に向く背面の周縁部とタイル下地との間に第1の水密材を介装し、また請求項3に係る発明においては、前記取付け台は、基台とその周囲に配されたタイルとの間の隙間を隠す大きさで形成されることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項4に係る発明では、前記基台は、上下の寸法が前記タイルの上下寸法の整数倍の大きさであることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項1に係る発明においては、基台は導線の通過位置を調整しうる充分な大きさの配線開口を有することから、少なくとも上下方向に関しては、基台の取付け位置をタイルの目地間に配置することができる。そのため、仕上がりの見栄えを向上できるとともに、施工性に優れる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項2に係る発明のように、基台のタイル下地に向く背面の周縁部とタイル下地との間に第1の水密材を介装すると、雨水が壁内部へ浸入することを防止できる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

請求項3に係る発明のように、前記取付け台は、基台とその周囲に配されたタイルとの間の隙間を隠す大きさで形成されることにより、外観を向上できるとともに、その隙間に雨水が直接降りかかるのを防止するため、雨水が壁内部への浸入を阻止できる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

請求項 4 に係る発明のように、前記基台は、上下の寸法が前記タイルの上下寸法の整数倍の大きさで形成されたときには、タイルを上下方向の中間で切断して、割り付ける必要が無く、仕上がりの見栄えを向上できるとともに、施工性に優れる。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

本実施形態において、この基台 4 は、その上下の外形寸法 LV1 が前記タイル 2 の上下寸法の整数倍の大きさに形成される。例えば本形態では、二丁掛のタイル 2 (227 × 60 mm) が使用されるため、その上下寸法 (60 mm) の 2 倍である 120 mm の大きさに形成される。勿論、1 倍の 60 mm 、或いは 3 倍の 180 mm の基台 4 を用いることもできる。他方図 2、3 に示すように、本形態の基台 4 は、前記タイル 2 の厚さと略同厚さに形成される。

【手続補正 10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

また前記薄箱体 25 の基板部 21 の中央には、縦長の配線開口 8 が形成される。この配線開口 8 は、タイル 2 の割付けに合わせて基台 4 を配置する時、タイル下地面 3 から延出する導線 7 が無理なく挿通できる大きさに形成され、上下方向の寸法 LV2 が、例えば 30 ~ 120 mm 程度、好ましくは 50 ~ 100 mm 、本形態では 75 mm とし、横方向の寸法 LH は、例えば 20 ~ 100 mm 程度、好ましくは 35 ~ 75 mm 、本形態では 50 mm としている。さらに前記配線開口 8 の周縁には、後側に向けて段落ちした環状受部 28 が形成される。

【手続補正 11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

前記取付け台 5 は、図 1、2 に示すように、略厚板状をなすとともに壁面方向において基台 4 よりも一回り大きく形成され、前面の略中央に電気機器 6 を取付ける支持部 32 を突設するとともに、四隅に取付け孔 33 が形成される。そして、取付け孔 33 に挿通されるビスなどの固着具 34 を、前記基台 4 の螺孔 29 に螺入することにより取付け台 5 を固着する。このとき、基台 4 よりも一回り大きく形成された取付け台 5 が、基台 4 を覆うことにより基台 4 とタイル 2 の間の隙間が隠れるため、外観を向上できるとともに、その隙間に雨水が直接降りかかるのを防止するため、雨水が壁内部への浸入を阻止できる。